

愛知県立大学大学院国際文化研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学大学院学則に定めるもののほか、愛知県立大学大学院国際文化研究科(以下「国際文化研究科」)における教育研究目的、研究指導、授業科目、単位数及び履修方法に関し、必要な事項について定めるものとする。

(教育研究目的)

第2条 博士前期課程では、高度な自文化・異文化の理解能力と専門的知識を備え、自文化と異文化の共生的関係を深く理解し、国際社会及び地域社会の様々な分野において積極的に活躍することができる豊かな学識のある知的な人材、高度専門職業人、研究者を養成する。国際文化専攻では、外国語研究をスキルとして豊かなコミュニケーション能力を育み、ヨーロッパ・アメリカ・アジアをはじめとした世界の諸地域を対象として、多様な社会・文化の現象を探究できる研究力を身につけさせる。それにより、変容する国際社会に対する深い知識と広い視野をもって真に多文化共生社会を実現できる有為の人材を育成する。

日本文化専攻では、日本語と日本語の資料に対する確かな分析力を養い、日本文化を客観的に捉えることのできる優れた異文化理解能力を育てることを通じて、真に国際社会の中で日本研究を行いうる研究力を身につけさせる。それにより、変容する地域社会に対する深い知識と広い視野をもって真に多文化共生社会を実現しうる有為の人材を育成する。

2 博士後期課程では、前期課程での教育研究を基礎に、高度な授業科目の履修及び複数の教員による研究指導体制の確立を通して円滑な博士学位の取得を目指すと共に、共生的な視点から自文化・異文化理解の専門性を向上させ、高度の研究能力を備えて国際社会及び地域社会の発展に貢献できる高度専門職業人、研究者を養成する。

国際文化専攻では、国際社会に対する専門的知識と問題解決能力をより高度な次元で発揮し、専門的教育・研究者ないし各界における指導的組織者として社会の第一線で活躍できる人材を育成する。

日本文化専攻では、日本社会に対する専門的知識と問題解決能力をより高度な次元で発揮し、専門的教育・研究者ないし各界における指導的組織者として社会の第一線で活躍できる人材を育成する。

(授業科目及び単位数)

第3条 授業科目及び単位数等は、別表の定めるところによる。

(研究指導)

第4条 学生は、論文指導のための主指導教員及び副指導教員を所定の期日までに届け出なければならない。

(履修科目及び学部・他研究科設置科目履修)

第5条 学生は、指導教員の指導を受けて履修する科目を定め、履修登録期間内に所定の様式により学務課へ届け出なければならない。

2 博士前期課程の学生は、指導教員が有益と認めた場合、所定の手続きを経て学部において開設する授業科目を年間 20 単位まで履修することができる。

3 博士前期課程の学生は、指導教員の指導のもとで、人間発達学研究科及び看護学研究科において開設する授業科目（実習を除く）を当該研究科及び授業担当教員が許可した場合に限って履修することができる。他研究科の授業科目を履修した学生に対する国際文化研究科の授業科目への単位読替えは、合計 8 単位を限度とする。

（成績評価）

第 6 条 成績の評価は、試験等で行い、その評価は S（100 点満点で 90 点以上）・A（80 点以上 90 点未満）・B（70 点以上 80 点未満）・C（60 点以上 70 点未満）・D（60 点未満）の 5 段階で表す。S・A・B・C を合格として単位を認定し、D は不合格として単位は認定しない。

2 前項の成績評価に対して、Grade Point（以下「GP」という。）を設定し、履修登録した授業科目の GP の平均値 Grade Point Average（以下「GPA」という。）を算出する。

(1) GP は、S を 4 点、A を 3 点、B を 2 点、C を 1 点、D を 0 点とする。

(2) GPA は、GP と単位数の積の総和を単位数の総和で除し、小数第 4 位を四捨五入し、小数第 3 位までを表示する。

(3) GPA 算入対象科目は、所属する専攻の履修規程別表にある授業科目とする。

（不正行為）

第 7 条 試験等において不正な行為があった学生について、当該授業科目の履修を無効とし、原則として当該学期（通年の授業科目については、当該学年）の全受講科目の履修を無効とする。

（論文等の提出及び審査等）

第 8 条 論文等の提出は、修士論文等取扱要綱、博士論文取扱要綱の定めるところによる。

2 論文等の審査及び最終試験は、愛知県立大学学位規程の定めるところによる。

（9 月修了）

第 9 条 前期末（9 月 30 日）に課程の修了要件を充足し、前期末に修了の認定を希望する者は、所定の期日までに学務課へ「9 月修了願」を提出しなければならない。

（免許状等の取得）

第 10 条 国際文化研究科に在学することによって、教育職員免許、司書教諭資格を取得しようとする者は、この規程に定めるもののほか、それぞれの免許・資格に関する履修規程の定めるところにより履修しなければならない。

2 英語高度専門職業人コースを修了しようとする者は、この規程に定めるもののほか、別表 5 の定めるところにより履修しなければならない。

3 コミュニティ通訳学コースを修了しようとする者は、この規程に定めるもののほか、別表 6 の定めるところにより履修しなければならない。

（ダブル・ディグリーの取得）

第 11 条 ダブル・ディグリーを取得しようとする者は、この規程に定めるもののほか、本学と相手大学で結ばれた所定の協定、及び本研究科のダブル・ディグリーに関する規程により履修しなければならない。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し、必要な事項は、国際文化研究科会議が定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

～途中略～

附 則

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の愛知県立大学大学院国際文化研究科履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、平成 26 年度以降の入学生（再入学又は転入学した者を除く。）から適用し、平成 26 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

3 平成 26 年度以降の再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定に係わらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の愛知県立大学大学院国際文化研究科履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、平成 27 年度以降の入学生（再入学又は転入学した者を除く。）から適用し、平成 27 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

3 平成 27 年度以降の再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定に係わらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の愛知県立大学大学院国際文化研究科履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、平成 28 年度以降の入学生（再入学又は転入学した者を除く。）から適用し、平成 28 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

3 平成 28 年度以降の再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定に係わらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の履修規程は、平成 29 年度の入学生から適用し、平成 29 年 3 月 31 日に在学

する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

3 第6条については、前項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に在学する者にも適用する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の履修規程は、平成30年度の入学生から適用し、平成30年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

3 第10条については、前項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に在学する者にも適用する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の履修規程は、平成31年度の入学生から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

3 第5条については、前項の規定にかかわらず、平成31年3月31日に在学する者にも適用する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の履修規程は、令和2年度の入学生から適用し、令和2年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

3 第11条については、前項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に在学する者にも適用する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の履修規程は、令和3年度の入学生から適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の履修規程は、令和4年度の入学生から適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の履修規程は、令和 5 年度の入学生から適用し、令和 5 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表 6 は、令和 4 年度の入学生から適用し、令和 4 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。
- 4 再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の履修規程は、令和 6 年度の入学生から適用し、令和 6 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

別表1(国際文化研究科 国際文化専攻 博士前期課程)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数	必修
共通基礎科目	国際文化研究基礎	1	2	2
言語文化専門科目	現代英語学研究	1・2	4	30
	歴史英語学研究	1・2	4	
	英語教育学研究	1・2	2	
	中国語学研究	1・2	4	
	言語学・諸言語研究	1・2	4	
	英語表現演習	1・2	4	
	コミュニティ通訳翻訳演習	1・2	4	
	コミュニティ通訳研究	1・2	4	
	言語特別研究	2	4	
	イギリス文学・文化研究	1・2	4	
	アメリカ文学・文化研究	1・2	4	
	中国文学・文化研究	1・2	4	
	諸地域文学・文化研究	1・2	4	
	翻訳演習(英・日)	1・2	4	
文学文化特別研究	2	4		
社会文化専門科目	英米政治経済研究	1・2	4	28
	ヨーロッパ政治経済研究	1・2	4	
	中国政治経済研究	1・2	4	
	国際関係論研究	1・2	4	
	国際社会特別研究	2	4	
地域社会研究分野	英米歴史社会研究	1・2	4	30
	ヨーロッパ歴史社会研究	1・2	4	
	アジア歴史社会研究	1・2	4	
	中南米・新興地域研究	1・2	4	
	比較地域研究	1・2	4	
	文化人類学研究	1・2	4	
地域社会特別研究	2	4		
共通関連科目	多文化共生論	1・2	2	34
	公益通訳と社会資源	1・2	2	
	文化理論研究	1・2	4	
	日本語教育学研究	1・2	2	
	国際コミュニケーション	1・2	4	
	多言語多文化実務論	1・2	4	
	コミュニティ通訳実習	2	2	
	国際文化特殊研究	1・2	8	
	海外大学院修得科目	1・2	4	
	研究指導科目	国際文化特殊演習	1・2	
国際文化研究	1・2通	4	4	
合計			148	34

- ・特別研究科目については、国際文化専攻2年次において、各自の指導教員の担当する授業科目に限り履修できる。
- ・本学他研究科および国内他大学の大学院での履修科目に対して単位を認める場合は、原則的に「国際文化特殊研究」として認定する。

別表2(国際文化研究科 日本文化専攻 博士前期課程)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数	必修		
共通基礎科目	国際文化研究基礎	1	2	2		
言語文化専門科目	日本語音韻・表記研究	1・2	4	30		
	日本語文法研究	1・2	4			
	日本語表現研究	1・2	4			
	言語特別研究	2	4			
	日本古代文学研究	1・2	4			
	日本中世文学研究(韻文・思想)	1・2	4			
	日本中世文学研究(散文・伝承)	1・2	4			
	日本近世文学研究	1・2	4			
	日本近代文学研究	1・2	4			
	日本近現代文学研究	1・2	4			
	漢文学研究(文学・思想・史学)	1・2	4			
	文学思想特別研究	2	4			
	社会文化専門科目	比較考古学研究	1・2		4	28
		前近代歴史社会研究	1・2		4	
近現代歴史社会研究		1・2	4			
比較文化史研究		1・2	4			
歴史文化特別研究		2	4			
研究分野	現代社会研究	1・2	4	30		
	人文地理学研究	1・2	4			
	歴史地理学研究	1・2	4			
	比較法政治研究	1・2	4			
	比較文化研究	1・2	4			
	地域文化特別研究	2	4			
共通関連科目	多文化共生論	1・2	2	34		
	公益通訳と社会資源	1・2	2			
	文化理論研究	1・2	4			
	日本語教育学研究	1・2	2			
	国際コミュニケーション	1・2	4			
	多言語多文化実務論	1・2	4			
研究指導科目	国際文化特殊演習	1・2	4			
日本文化研究	1・2通	4	4			
合計			134	34		

- ・特別研究科目については、日本文化専攻2年次において、各自の指導教員の担当する授業科目に限り履修できる。
- ・本学他研究科および国内他大学の大学院での履修科目に対して単位を認める場合は、原則的に「国際文化特殊研究」として認定する。

別表3(国際文化研究科 国際文化専攻 博士後期課程)

科目区分	科目群	授業科目の名称	配当年次	単位数	必修
特殊講義科目	言語文化研究	言語文化研究特講I	1・2・3	8	12
		言語文化研究特講II	2・3	8	
	社会文化研究	社会文化研究特講I	1・2・3	8	
		社会文化研究特講II	2・3	8	
	共通関連研究	国際文化特講	1・2・3	4	
			1・2・3	4	
研究指導	国際文化特別研究	1・2・3通	12	12	
合計				48	24

- ・研究特講IIは国際文化専攻2年次以上において、各自の指導教員の担当する授業科目に限り履修できる。
- ・他大学大学院での履修科目に対して単位を認める場合は、原則的に「国際文化特講」として認定する。

別表4(国際文化研究科 日本文化専攻 博士後期課程)

科目区分	科目群	授業科目の名称	配当年次	単位数	必修
特殊講義科目	言語文化研究	語学文学研究特講 I	1・2・3	8	12
		語学文学研究特講 II	2・3	8	
	社会文化研究	歴史地域研究特講 I	1・2・3	8	
		歴史地域研究特講 II	2・3	8	
	共通関連研究	国際文化特講	1・2・3	4	
			1・2・3	4	
研究指導	日本文化特別研究	1・2・3通	12	12	
合計				48	24

- ・研究特講IIは日本文化専攻2年次以上において、各自の指導教員の担当する授業科目に限り履修できる。
- ・他大学大学院での履修科目に対して単位を認める場合は、原則的に「国際文化特講」として認定する。

別表5(英語高度専門職業人コース)

科目群	授業科目の名称	単位数	必修
A群 英米言語・文化論	現代英語学研究	4	10
	歴史英語学研究	4	
	英語教育学研究	2	
	イギリス文学・文化研究	4	
	アメリカ文学・文化研究	4	
	英米政治経済研究	4	
	英米歴史社会研究	4	
B群 英語翻訳論・英語演習	翻訳演習(英・日)	4	12
	国際コミュニケーション	4	
	英語表現演習	4	
C群 異文化論	国際文化研究基礎	2	4
	多文化共生論	2	
	文化理論研究	4	
D群 論文演習	国際文化研究(研究指導)	4	4
上記を含めた 国際文化専攻のいずれかの科目			4
合計			34

備考

- 1 英語高度専門職業人コースは博士前期課程国際文化専攻の学生に適用する。
- 2 本コースを修了するためには、本学大学院国際文化研究科博士前期課程修了時に、別表5に従い、34単位以上を修得済みであること。
- 3 本コースを修了したものは、専修免許(英語)取得に必要な最低修得単位を満たすことができる。

別表6(コミュニティ通訳学コース)

科目群	授業科目の名称	単位数	必修
基礎科目	国際文化研究基礎	2	2
	多文化共生論	2	2
	公益通訳と社会資源	2	2
通訳学科 コミュニティ	国際コミュニケーション	4	2
	コミュニティ通訳翻訳演習	4	2
	コミュニティ通訳研究	4	4
会論科目 多文化社	多言語多文化実務論	4	4
	地域社会学特講	4	
	多文化社会論特講	4	
専門分野 連携科目	比較法政治研究	4	30
	学校経営論特講	4	
	公共政策論特講	4	
	スクールソーシャルワーク特講	4	
	地域福祉論特講	4	
	子ども家庭福祉論特講	4	
	医療福祉論特講	4	
	地域看護学特論	2	
	国際看護学特論	2	
国際文化特殊研究	8		
関連科目 専門分野	その他国際文化研究科開講科目		6
実務実習	コミュニティ通訳実習	2	2
指導 研究	国際文化特殊演習	4	
	国際文化研究	4	4
合計			34

・「国際文化特殊研究」をコミュニティ通訳学コースの単位として認めるのは、本表の科目群「専門分野連携科目」に記載されている他研究科連携科目を代替え認定する場合に限る。